

孤独・孤立対策担当室の設置に関する規則

令和3年2月18日
内閣総理大臣決定
令和3年5月19日
一部改正
令和3年6月30日
一部改正

(設置及び任務)

第1条 社会的不安に寄り添い、深刻化する社会的な孤独・孤立の問題について総合的な対策を推進するための企画及び立案並びに総合調整に関する事務を処理するため、内閣官房に、孤独・孤立対策担当室（以下「担当室」という。）を置く。

(組織)

第2条 担当室に、室長、室長代行、室長代理、次長、参事官、企画官その他所要の室員を置く。

- 2 室長は、担当室の事務を掌理する。
- 3 室長代行は、室長の職務を代行する。
- 4 室長代理は、室長の事務を代理する。
- 5 次長は、室長を助け、担当室の事務を整理する。
- 6 参事官は、命を受けて、重要事項の調査、企画及び立案に参画する。
- 7 企画官は、命を受けて、特定事項の調査、企画及び立案に関する事務に従事する。
- 8 参事官、企画官及び室員は、非常勤とすることができる。

(政策参与)

第3条 担当室に、政策参与を置くことができる。

- 2 政策参与は、命を受けて、孤独・孤立対策に係る専門的、技術的な事項について意見を具申する。
- 3 政策参与は、非常勤とする。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、担当室の内部組織に関し必要な事項は、室長が定める。

附 則

この規則は、令和3年2月19日から実施する。

附 則

この規則は、決定の日から実施する。

附 則

この規則は、令和3年7月1日から実施する。